

和解契約書

_____を甲、_____（番号：_____）を乙とし、
甲乙間において次のとおり和解する。

- 1 甲は、乙に対し、甲乙間の継続的金銭消費貸借契約に基づく過払い金等の返還として、金_____万_____円の支払義務のあることを認める。

（内訳：過払い金元利合計分金_____万_____円、訴訟費用分金_____万_____円。）

- 2 甲は、乙に対し、前項の金員を、平成_____年_____月_____日かぎり、
下記乙代理人口座にあてて一括にて振り込む方法にて支払う。

記

金融機関	_____銀行	_____支店	普通預金
口座番号	_____		
口座名義	預り金口座	弁護士	木下 学

（アズカリキンコウザ ベンゴシ キノシタマナブ）

- 3 甲が第1項の金員を前項のとおり支払ったときは、乙は、

（1）甲に対するその余の請求を放棄する。

（2）甲乙間の東京地方裁判所平成_____年（ワ）第_____号不当利得返還請求事件を取り下げる。

- 4 甲及び乙は、本和解契約書に定めるほか、本件に関し、甲乙間においてなんらの債権債務関係も存在しないことを相互に確認する。

- 5 甲及び乙は、本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、
甲乙各1通これを保持する。

平成_____年_____月_____日

甲

（住所）.....

（氏名）..... 印

乙 代理人

東京都中央区銀座四丁目5番1号 聖書館ビル6階
木下学法律事務所 弁護士 木下 学